福島市告示第165号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届け出があった。

令和7年5月27日

福島市長　木幡　浩

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|---|---|---|
| 呉竹産婦人科麻酔科医院 | 福島市野田町四丁目8番 21 号 | 令和7年4月7日 |
| セントラル歯科クリニック | 福島市栄町7番33号 | 令和7年3月31日 |
| 薬局いずみ調剤 | 福島市泉字二斗蒔35番地の2 | 令和7年2月24日 |
| エール薬局北中央店 | 福島市北中央一丁目48番地の３<br>コーポミウラ A102 | 令和7年3月31日 |
| I&H 福島光が丘薬局 | 福島市光が丘１番地 | 令和7年2月28日 |